郡民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号)新旧対照表

<b>以</b> 正张	<b></b>
目次 (現行のとおり)	<b>三次 (略)</b>
第一条から第八条の二まで (現行のとおり)	第一条から第八条の二まで (略)
(省エネルギー性能目標値の設定)	(省エネルギー性能目標値の設定)
第八条の三 (現行のとおり)	第八条の三 (略)
2 (現行のとおり)	○ (盤)
<u>いずれかに該当</u> する建築物とする。 律第五十三号。以下「建築物省エネ法」という。)第十八条各号の 築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法 3 条例第十七条の四に規定する規則で定める種類の建築物は、 <u>電</u>	<u>エネ法第七十五条第七項に規定する建築物とする。</u> 3 条例第十七条の四に規定する規則で定める種類の建築物は、 <u>省</u>
4 (既行のとおり)	4 (魯)
一及び二(現行のとおり)	及び1  (29)
設備システムのエネルギーの使用の合理化の部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。) 用途に供する部分の全部(当該各用途に供する部分のいずれか三 当該建築物のうち、第二項第二号から第九号までに規定する	用の合理化トル以上である場合に限る。) 設備システムのエネルギーの使用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が二千平方メー三 当該建築物の全体(第二項第二号から第九号までに規定する
第八条の四から第九条の二まで (現行のとおり)	第八条の四から第九条の二まで (略)
(特別大規模特定建築物の規模等)	(特別大規模特定建築物の規模等)
第九条の三 (現行のとおり)	第九条の三 (略)
2 条例第二十条の三に規定する規則で定める用途は、第八条の三	2 条例第二十条の三に規定する規則で定める用途は、 <u>第八条の三</u>

第二頃第二号から第九号までに規定する用途とする。

σ 条例第二十条の三に規定する規則で定める種類の建築物は、<u>準</u> 築物省エネ法第十八条各号のいずれかに該当する建築物とする。

- 4 (配作のかなり)
  - (閠行のとなり)
- 二 当該特別大規慎特定建築物のうち、第八条の三第二項第二号 から第九号までに規定する用途に供する部分の全部(当該各甲 途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が二千平方メート ル以上である場合に限る。) 別表第一の五に掲げる設備システ ムのエネルギー利用の低減率の値

第十条から第十三条の三まで (現行のとおり)

(省エネルギー性能評価書の作成等)

第十三条の四 (現行のとおり)

2 条例第二十三条の四第一頃に規定する規則で定める種類の建築 物は、建築物省エネ法第十八条各号のいずれかに該当する建築物 かかる。

ろかららまで (現行のとおり)

第十三条の玉から第八十三条まで (朗行のとおり)

別表第一から別表第一の四まで(現行のとおり)

別表第一の五 省エネルギー性能基準の値(第九条の三関係)

建築物の熱負荷の低域率

(配作のかなり)

第二頃各号に掲げる用途とする。

3 条例第二十条の三に規定する規則で定める種類の建築物は、 🍎 <u>エネ法第七十五条第七頃に規定</u>する建築物とする。

## 4 (器)

(密)

ニー 当該特別大規模特定建築物の全体(第八条の三第二項第二号 から第九号までに規定する用途に供する部分のいずれかの部分 の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。) 別表 第一の五に掲げる設備システムのエネルギー利用の低減率の値

第十条から第十三条の三まで (現行のとおり)

(省エネルギー性能評価書の作成等)

継十三条の回 (路)

2 条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める種類の建築 物は、省エネ法第七十五条第七頃に規定する建築物とする。

るかららまで (略)

第十三条の五から第八十三条まで (器)

別表第一から別表第一の四まで (略)

別表第一の五 省エネルギー性能基準の値 (第九条の三関係)

建築物の熱負荷の低域率

(密)

設備システムのエネルギー利用の低減率

(関行のとおり)

羅板

一 建築物の熱負荷の低減率とは、次の式により算出した値を

準値は、それぞれ炊の値を表すものとする。この式において、A、PAL\*の値及びPAL\*の基

△ 建築物の熱負荷の低減率

| 引表用途の頃に現定する用途のうち複数の用途に供信・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。)| 消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業メートル)で除して得た値。ただし、建築物エネルギー同じ。)を屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方に定めるところにより求めたものをいう。以下する。以下「算出方法」という。)第一 三年を定める省令における算出方法等に係るの年間熱負荷(建築物エネルギー消費性能基準に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。)| 日内1米の値 特定建築物の屋内周囲空間(分階の外気

設備システムのエネルギー利用の低減率

(松)

編析

建築物の熱負荷の低減率とは、次の式により算出した値を

準値は、それぞれ次の値を表すものとする。この式において、4、PAL\*の値及びPAL\*の基

▲ 建築物の熱負荷の低減率

数負荷の合計を各用途の量内周囲空間の未面饋の合む建築物については、各用途の屋内周囲空間の年間項に規定する用途のうち複数の用途に供する部分をで除して得た値。ただし、判断基準別表第一の用途の三ろにより求めたものをいう。以下同じ。)を存階のとは、国土交通省告示第一号。以下「判禁主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成二年度方面上の屋内の空間をいう。以下同じ。)の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気存階の外域の中心線から水平距離が五メートル以内内内上\*の個件定建築物の屋内周囲空間(地階を除く

途の屋内周囲空間の床面積で加重平均した値部分を含む建築物については、各用途の当該値を各用用途の項に規定する用途のうち複数の用途に供するじ、地域区分の欄に掲げる値。ただし、基準省令別表足人L\*の基準値 基準省令別表用途の項の区分に応床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た値空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間のする部分を含む建築物については、各用途の屋内周囲

り算出した値をいう。 二 設備システムのエネルギー利用の低減率とは、次の式によ

 $ERR = (1 - BEI) \times 100$ 

れぞれ次の値を表すものとする。この式において、ERR及びBEIは、そ

B区I 一次エネルギー消費率 BRC 設備システムのエネルギー利用の低減率

$$E_{T}$$

$$E_{T}$$

$$BEI = \frac{E_T}{E_{ST}}$$

$$\overline{E_{ST}} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 10^{-3}$$

$$E_{T} = (E_{AC} + E_{V} + E_{L} + E_{W} + E_{EV} - E_{S}) \times 10^{-3}$$

計(単位 平方メートル)で除して得た値

した値当該値を各用途の屋内周囲空間の床面積で加重平均用途に供する部分を含む建築物については、各用途の類別表第一の用途の項に規定する用途のうち複数の分に応じ、地域区分の欄に掲げる値。ただし、判断基PAL\*の基準値 判断基準別表第一の用途の項の区

り算出した値をいう。
| 設備システムのエネルギー利用の低減率とは、次の式によ

 $ERR = (1 - BEI) \times 100$ 

れぞれ次の値を表すものとする。この式において、ERR及びBEIは、そ

エネルギー消費率 BEI 炊の 口から 目までの建築物の部分の一次EER 設備システムのエネルギー利用の低減率

下「住宅用途」という。)に供する部分「第八条の三第二項第一号に規定する用途(以

$$BEI = \frac{E_{\text{HT, all}}}{E_{\text{HST, all}}}$$

(単位 一年につきギガジュール) 「基準一次エネルギー消費量」という。) 定する基準一次エネルギー消費量(以下BM 基準省合第一条第一項第一号イに規

につきメガジュール) 和設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年日 算出方法第一 二 により求める空気調

ギー消費量(単位 一年につきメガジュール)和設備以外の機械換気設備の基準一次エネル型 算出方法第一 二口により求める空気調

きメガジュール) 備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につ 以 算出方法第一 二回により求める照明設

| 「含メガジュール) | 備の基準一次エネルギー消費量(単位 | 1年に| | 算 出方 法第一 | 二回により求める給湯設

$$\mathbf{E}_{\text{HST, all}} = \sum_{i=1}^{n} \mathbf{E}_{\text{HST, i}} + \mathbf{E}_{\text{HSK}}$$

$$E_{\text{HT, all}} = \sum_{i=1}^{n} E_{\text{HT, i}} + E_{\text{HK}}$$

ジュール)
ネルギー消費量(単位 一年につきギガ日 住宅用途に供する部分の基準一次エ『『

州曹

| (単位 | 年につきギガジュー下同じ。) の部分の基準一次エネルギー以外の住宅における一の住戸をいう。以共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅は、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1

- きメガジュール) の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につ国 第出方法第一 二国により求める昇降機
- (単位 一年につきギガジュール) 「設計一次エネルギー消費量」という。) 定する設計一次エネルギー消費量(以下日 基準省令第一条第一項第一号イに規
- につきメガジュール) 和設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年日 算出方法第一 一口により求める空気調
- ギー消費量(単位 一年につきメガジュール)和設備以外の機械換気設備の設計一次エネル回 算出方法第一 一口により求める空気調
- | 「含えガジュール)| | 備の設計一次エネルギー消費量(単位 | 年に| |日|| 算出方法第一 | 回により求める照明説|
- | 「含えガジュール) | 備の設計一次エネルギー消費量(単位 | 年に | 国 | 算出方法第一 | 回により求める給湯設
- 日 算出方法第一 一田により求める昇降機

ジュール) ボー消費量(単位 一年につきギガり状める単位住戸の基準一次エネル 日 判断基準 I 第二 二 二―二 口によ

デガジュール) 次エネルギー消費量 (単位 一年につきり求める共同住宅の共用部分の基準一日 判断基準 I 第二 二 ニーニロによ

ロ 単位住戸の数

П, а11

ジュール)
ネルギー消費量(単位 一年につきギガ目 住宅用途に供する部分の設計一次エ

ジュール) ネルギー消費量(単位 一年につきギガ。 に、「日下の単位住戸の部分の設計一次エ」。

り求める単位住戸の設計一次エネル国 判断基準 1 第二 ニー三 □によ

メガジュール)の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につき

につきメガジュール) エネルギー消費量の削減量(単位 一年ネルギー利用効率化設備による設計一次 目 算定方法第一 一穴により求めるエ ジュール)ボー消費量(単位 一年につきギガ

デガジュール) 次エネルギー消費量(単位 一年につきり求める共同住宅の共用部分の設計一日 判断基準 I 第二 二 ニー三口によ

する部分 定する用途(以下「非住宅用途」という。)に供同 第八条の三第二項第二号から第九号までに規

$$BEI = \frac{E_{T}}{E_{ST}}$$

次の値を表すものとする。この式において、5万及び50は、それぞれ

きギガジュール) 一次エネルギー消費量(単位 一年につ 求める非住宅用途に供する部分の基準 日 判断基準 I 第一 二 ニーニにより

求める非住宅用途に供する部分の設計 一次エネルギー消費量(単位 きギガジュール)

日 住宅用途及び非住宅用途に供する建築物(以 下「複合建築物」という。)の全体

$$BEI = \frac{E_{Total}}{E_{STotal}}$$

$$\overline{E_{STotal} = E_{ST} + E_{HST, all}}$$

$$\overline{E_{Total} = E_{T} + E_{HT, all}}$$

区及び区は、それぞれ次の値を表すもの「

かる。

日 複合建築物全体の基準一次エネル ギー消費量(単位 一年につきギガ <u>♡ 4 - 5)</u>

日 コに掲げる非住宅用途に供する部分

別表第二から別表第二十まで (現行のとおり)

別表第二から別表第二十まで (略)

につきギガジュール)
設計一次エネルギー消費量(単位 一年回 一に掲げる住宅用途に供する部分の申につきギガジュール)

年につきギガジュール)
の設計一次エネルギー消費量(単位 一日 口に掲げる非住宅用途に供する部分

ジュール) ギー消費量(単位 一年につきギガロ 複合建築物全体の設計一次エネル。

「こっぱっ」 「こっまずジュール)

基準一次エネルギー消費量(単位 一年日 一に掲げる住宅用途に供する部分の

年につきギガジュール)の基準一次エネルギー消費量(単位)